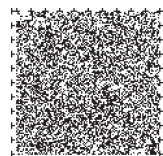


第三期

和歌山県文化芸術振興 基本計画

令和3年4月
和歌山県

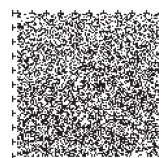


目次 第三期和歌山県文化芸術振興基本計画

I	基本計画の策定について	1
	① 計画策定の趣旨	
	② 計画の期間	
	③ 県の役割	
II	基本目標	4
III	施策の方向	5
	① 文化芸術活動の振興	
	② 文化資源の保全と活用による地域づくり	
	③ 文化芸術を担う人づくりの推進	
IV	重点施策	7
	① 文化芸術活動の振興	
	(1) 県民・文化団体等の活動の拡大・充実	
	(2) 市民文化活動の振興	
	(3) 多彩な文化芸術活動の鑑賞機会の提供と質向上	
	(4) 文化交流活動の推進	
	(5) 障害のある人の文化芸術活動の推進	
	(6) 文化芸術に係る社会規範の整備及び効率的活用の促進	
	② 文化資源の保全と活用による地域づくり	
	(1) 文化財の保全と活用	
	(2) 景観の保全と活用	
	(3) 県内文化資源の収集・整理と効果的な発信	
	(4) 観光産業等、関連産業との連携	
	③ 文化芸術を担う人づくりの推進	
	(1) 次代を担う層の人づくり	
	(2) 現役世代等の人づくり	
	(3) シニア層の人づくり	
	(4) 文化芸術に携わる人づくり	
	(5) 顕彰の実施	

<参考資料>

文化芸術基本法（平成13年法律 第148号）	25
和歌山県文化芸術振興条例（平成21年3月26日条例 第21号）	34



I 基本計画の策定について

1 計画策定の趣旨

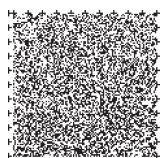
県では、平成21年3月、文化芸術振興基本法及び和歌山県長期総合計画に基づき、文化芸術が暮らしの中に息づく心豊かな社会の実現を目指し、文化芸術の振興に関する基本理念を定め、県の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めた和歌山県文化芸術振興条例（以下「条例」という。）を制定しました。

平成22年4月には、条例第4条に基づき、5年間を計画期間とする「和歌山県文化芸術振興基本計画」を、平成27年4月には、6年間を計画期間とする「第二期和歌山県文化芸術振興基本計画」を策定し、文化芸術振興に必要な施策を総合的かつ効果的に実施してまいりました。県民や県内団体の文化活動が、本計画の中に位置づけられることで体系化された結果、この11年間で県民が文化芸術に触れる機会が増え、自らが興味を持ち文化に親しみ楽しむ気運が広がってきています。

さて、これまでの計画期間内に、国内の文化芸術を取り巻く情勢は大きく変化しました。戦後75年を経て、国民の考え方、生活様式が多様化するとともに、文化芸術も多岐にわたり、伝統を継承しながら現在的な感覚や手法を取り入れた斬新な試みも行われています。

このような中で、国では文化に関する法律の改正や制定が相次ぎました。平成29年6月には、「文化芸術振興基本法」が改正され、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の分野における施策を新たな法律の範囲に取り込み、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承・発展及び創造に活用させることとした新たな「文化芸術基本法」が制定されました。その後、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」*¹及び「文化観光推進法」*²の制定や「文化財保護法」*³も改正されています。

さらに、文化庁では、京都への本格移転を見据えて機能強化を図り、文化芸術立国実現に向け、国の文化芸術政策を一層推進していくとされています。



一方で、令和2年に発生した新型コロナウイルス感染症のために、文化芸術関係の展覧会・公演・イベントなどが中止・延期となり、創作活動や発信の場が失われました。そのことがかえって文化芸術がなくてはならないものであると、再認識されてきています。

和歌山県では、誕生150年を迎える令和3年度に「第36回国民文化祭・わかやま2021」「第21回全国障害者芸術・文化祭わかやま大会」（愛称「紀の国わかやま文化祭2021」）や「第45回全国高等学校総合文化祭」（愛称「紀の国わかやま総文2021」）を開催します。

また、今後、国際的イベントとして「東京オリンピック・パラリンピック競技大会」や「ワールドマスターズゲームズ2021関西」が開催予定です。

このような状況を踏まえ、本県の文化芸術活動の一層の振興や人づくりに取り組むとともに、文化資源を活用した地域づくりを推進するため、令和7年度までの5年間に、総合的かつ計画的に取り組むべき施策をまとめた「第三期和歌山県文化芸術振興基本計画」を策定しました。

これらの施策を着実に遂行することにより、「紀の国わかやま文化祭2021」開催とその後における文化芸術の継承、持続的な発展を目指していきます。

※1 「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」

平成30年6月、文化芸術活動を通じた障害者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることを目的として制定。

※2 「文化観光推進法」

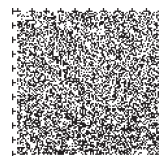
令和2年5月、文化の振興を観光の振興と地域の活性化につなげ、これによる経済効果が文化の振興に再投資される好循環を創出することを目的として制定。

※3 「文化財保護法」

平成30年6月、文化財をまちづくりに活かしつつ、地域社会総がかりで、その継承に取り組んでいく必要があるとして、地域における文化財の計画的な保存・活用の促進等を趣旨として改正。

2 計画の期間

令和3年度から令和7年度までの5年間とします。



3 県の役割

県では、条例の第2条において、「文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であり、すべての県民が等しく文化芸術の創造、鑑賞、継承、それらの支援などの活動に参加することができるような環境の整備が図られなければならない」と規定しています。

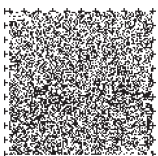
これは、県が文化施策を推進するにあたって、「文化の自由」が、県内の各地域で等しく確保されなければならないこと、県民一人一人の文化に関する自由が社会の中で具体的に保障されるよう、各種の制度や施設を整備することの必要性を示したものです。

さらに、「県民一人一人が文化芸術の担い手であるという認識の下、その自主性及び創造性が尊重されなければならない」とも規定しています。

これは、文化芸術の担い手があくまでも県民であり、県民が自らの考えや行動に基づき取り組む文化芸術活動を県が促進していくことが極めて重要であることを示すものです。

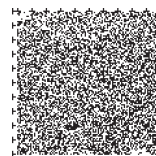
このような基本理念を踏まえ、次の事項に十分配慮し、文化芸術の振興施策を総合的かつ計画的に推進していきます。

- 県民や市町村の主体的な活動への支援と県民の相互連携の促進に努めること
- 県民や市町村の主体性や創造性を損なうことのないように努めること
- 広く県民の意見が反映され、高い公共性と透明性が確保されるように努めること
- 県民や国、市町村との連携により、効率的かつ効果的な施策の推進に努めること



Ⅱ 基本目標

文化芸術は、私たちに楽しさや感動、精神的な安らぎや生きる喜びをもたらすとともに、豊かな人間性を涵養し、創造力を育みます。県民一人一人が、その恵を享受し、心豊かに暮らせるよう、社会全体で文化芸術の振興を図り、「文化で元気」な地域づくりに取り組めます。



Ⅲ 施策の方向

県内の文化芸術の振興及び「文化で元気」な地域づくりを進めるため、次の3つの「施策の方向」に基づき各施策を展開します。

① 文化芸術活動の振興

文化芸術活動を通じ、人は生きる上での元気、活力を得、また精神的な充足感や達成感を感じます。こうした文化芸術の優れた働きを十分に認識し、年齢や性別、障害の有無に関わらず、県民一人一人の自主的な文化芸術活動が活発に行われるよう支援するとともに、優れた芸術に直接、触れ合う機会を十分確保する必要があります。

また、国や公益法人等による芸術家、文化団体への助成や文化芸術に深い理解を示す県内企業や篤志家の方々による寄付や支援活動との連携により、文化芸術活動への物心両面での支援体制の充実を図っていくことが必要です。

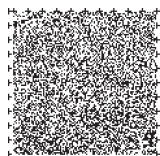
一方、文化芸術の振興には、創造活動を支える人の存在、役割も重要です。芸術家による創造活動と県民の文化ニーズを調整し、関連イベントの企画運営を行うアートマネジメント^{*4}や文化ボランティア制度の充実等、行政と市民が一体となった文化の振興をさらに進めます。

このほか、文化芸術活動の情報発信、文化活動の拠点となる施設の整備充実、市町村等との共働を進めていく必要があります。

② 文化資源の保全と活用による地域づくり

和歌山県には、長い間、守り、継承してきた貴重な文化資源が多数存在します。平成16年には、高野山や熊野、その参詣道等が「紀伊山地の霊場と参詣道」として世界遺産に登録され、平成24年には、那智の田楽が「無形文化遺産」に登録されました。

また、平成28年から令和2年にかけて「鯨とともに生きる」をはじめ県内関係で7件が日本遺産として認定されるなど、本県が誇る文化資源の価値が改めて評価されています。その他にも、古代から近代に至る各時代の貴重な文化財や美しく魅力的な景観、伝統行事や祭りなどの多彩な文化資源を多く有しています。



身近にありすぎて認識されにくい地域に内在する文化資源は、地域の人が、その価値に気付くことで、魅力の発信や新しい文化の創造へとつながっていきます。

和歌山県の優れた文化資源を未来へ確実に繋いでいくために、大学や研究所等の学術研究機関、農林水産業や観光業等の県内産業、「きのくにコミュニティスクール」*5の仕組みを活用した取組などとも連携しながら、資源の有効かつ効果的な活用を図ります。

特に、観光分野との連携を強化し、文化資源の活用等を通じたにぎわい創出による地域づくりを推進します。

③ 文化芸術を担う人づくりの推進

文化芸術は、「創作活動を行う人」、「鑑賞・評価を行う人」、「文化芸術活動の企画・管理・運営・支援を行う人」によって支えられています。少子高齢化が進む中、本県の文化芸術の振興や県内各地域における伝統的な文化資源の適切な保存と活用を図るために、それぞれの分野を担う、障害のある人も含めた人づくりを進めていくことが求められています。このため、現代的な文化芸術や伝統文化、地域文化等の各分野における関係団体や専門家との連携、協力を図る必要があります。

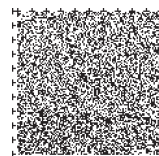
教育分野との連携による方策の推進に関しては、「和歌山県教育振興基本計画」を踏まえ、特に、感受性や創造性の豊かな幼児、児童、生徒や学生に対して、他国・他地域の様々な文化に触れる機会を提供するとともに、県内の優れた文化芸術を体験・習得する機会を充実していくことが重要です。

※4 アートマネジメント

文化芸術と社会をつなぐ役割を果たす活動の総称。具体的には公演会、展覧会の開催、ホール等の施設の管理運営、文化団体の活動等に係る企画、広報、管理業務等が挙げられる。

※5 きのくにコミュニティスクール

学校や地域を取り巻く環境の変化や課題の複雑化に対応するため、学校・家庭・地域が一体となり、役割を分担しながら共通の目標に向けて取り組む仕組み。



IV 重点施策

基本目標を達成するため、柱となる3つの「施策の方向」ごとに重点的に推進すべき施策を設定し、重点的に取り組みます。

1 文化芸術活動の振興

(1) 県民・文化団体等の活動の拡大・充実

県民や県内文化団体による文化芸術の創造及び発表の機会を充実し、地域の文化力を向上するために、令和3年に「紀の国わかやま文化祭2021」を開催します。文化祭での経験や体験を生かして活動を継続していくために、きのくに文化月間を創設するとともに、県主催の展覧会の充実に努めます。

また、各団体等が実施する展覧会、展示会及び演奏会、発表会等の開催について、新型コロナウイルス感染症対策等を踏まえた相談、助言、各種助成等の支援を行います。

さらに、県民一人一人の文化芸術活動への参加を促進するため、市町村、大学、関係団体等と連携しながら関連情報や学習機会の提供を図ります。

主な施策

◆ 国民文化祭、全国障害者芸術・文化祭の開催

令和3年に、本県では初めてとなる国内最大の文化の祭典「第36回国民文化祭・わかやま2021」「第21回全国障害者芸術・文化祭わかやま大会」（愛称「紀の国わかやま文化祭2021」）を一体として開催します。開催期間中、県内全域で130を超えるイベントが展開されます。

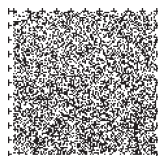
◆ きのくに文化月間の創設

例年11月をきのくに文化月間と設定し、期間中は県内全域で様々な文化イベントの開催を促し、文化芸術活動への参加を促進します。

◆ 和歌山県美術展覧会、和歌山県ジュニア美術展覧会の開催

広く美術作品を公募し、審査、選考を経て、優れた美術作品を展示・紹介することで、県民のさらなる創作意欲の喚起や、地域の文化芸術の振興に寄与するため、和歌山県立近代美術館のほか、地方の複数会場において「和歌山県美術展覧会」を開催します。また、関連プログラムとしてワークショップや作品解説等も併せて実施します。

また、小中学生を対象とした「和歌山県ジュニア美術展覧会（ジュニア県展）」を開催し、子供達の作品が評価される場を提供します。



◆ 県民や県内文化団体の活動への助成

県民や県内文化団体の自主的・主体的な文化芸術活動を促進し、特に文化芸術交流、地域文化資源の活用、青少年の文化芸術体験機会創出に係る活動等の活性化を図るため、「和歌山県文化振興事業補助金」に基づく補助を実施します。

さらに、県内の文化団体等が、国や(独)日本芸術文化振興会、(一財)地域創造、その他公的団体や民間企業の助成制度による支援が受けられるよう、制度紹介、相談の受付、公募要項の配布などを行います。

また、様々な助成事業等の概要をまとめた「助成ガイドブック」についても定期的に更新します。

◆ 新たな手法による文化公演等の開催支援

文化公演等の開催について、公演等に係る費用のほか動画配信等オンラインでの実施などについても「和歌山県文化振興事業補助金」の補助対象にするなど新たな手法による文化芸術活動を支援します。

◆ きのくに県民カレッジ等の生涯学習関連事業の充実

県民の教育や学習活動への関心を高め、自主的な活動を支援するため、市町村・大学・関係団体等と連携し、多様な学習情報・学習機会を提供する「きのくに県民カレッジ」などの取り組みを一層充実させ、幅広い世代の学習意欲に対応します。

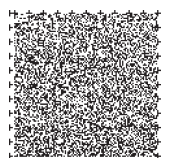
あわせて、「きのくに学習メニューブック」や図書館システムによる「学びネット」の運営を行い、学習情報の提供を行うとともに、認定証の授与などにより学習の動機付けや継続を促します。

◆ 県立図書館、県立博物館施設^{*6}における教育普及活動の充実

県立図書館では「郷土資料」や「木の文化資料」などの蔵書充実に努めます。

また、子供が文学作品に親しむことで、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにできるよう子供の読書活動を推進し、「出張講座」「図書館ウォッチング」「おはなし会」など司書の専門性を活かした取り組みや、「手づくり紙芝居コンクール」「POPコンクール」「ビブリオバトル」などを実施します。

家庭・地域・学校と連携・協力を進め、子供の読書の重要性について理解を促すとともに、読書環境の整備・充実を図り、読書活動を推進する社会的な気運が高まるよう啓発・広報に努めます。



また、県立博物館施設では、和歌山の歴史、美術、考古、民俗、自然科学に関する資料を収集、保管、調査研究し、その成果をもとに展覧会を開催するほか、文化芸術に馴染み親しむ機会を提供するため、大学や教員等と協働し、学芸員の専門性を活かしたワークショップやミュージアムトーク、出前講座などを実施します。

※6 県立博物館施設

和歌山県立近代美術館、和歌山県立博物館、和歌山県立紀伊風土記の丘、和歌山県立自然博物館をいう。

(2) 市民文化活動の振興

文化芸術活動の振興には、県民の地域における自発的な文化芸術活動を促進するだけでなく、文化団体等が互いに刺激し合いながら、地域の文化資源を活かした創造活動を通して、地域を盛り上げていくことが重要です。そのため、文化団体間の連携を支援するとともに、本県ゆかりの芸術家等を広く紹介して活用を促進します。

あわせて、芸術家等の活動を支える人材を育成、確保するため、県内公立ホールの施設職員やNPO関係者、舞台運営を支える技術者について文化事業の企画や運営管理業務の技能向上を図ります。

また、文化ボランティアの養成を促進し、NPOの文化活動や企業メセナ^{*7}活動の活性化に努めます。

主な施策

◆ 文化団体のネットワーク構築と連携推進

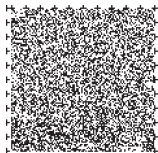
様々なジャンルの団体が交流することで活動が一層活発になるように、文化団体のネットワークを構築し、本県における文化芸術各分野の自主的活動の強化推進と連絡調整を図ります。

◆ アーティストバンクの充実と利用促進

和歌山県にゆかりのあるアーティストの人材情報を集積・公開し、その活動内容を紹介することで、アーティストの活動の場や県民が文化芸術に親しむ機会の拡充を図るとともに、登録アーティストを県が実施する各種事業に積極的に登用していきます。

◆ アートマネジメント人材育成強化

県民の文化事業に対する企画や運営能力の向上を図るための各種研修会を開催するとともに、(一財)地域創造や公立文化施設協議会等による研修会への参加を促し、県内でアートマネジメント活動を実践できる人材育成を推進します。



◆文化ボランティア制度の充実

「文化サポーター事業」を広く周知し、参加者数を増やすとともに、専門性を持ったボランティアを育成することによって、県民自らが文化芸術活動を支援する仕組みを充実させます。

◆企業メセナ事業の活性化

県民や県内企業による文化芸術活動への寄付を促すため、(公社)企業メセナ協議会による各種制度等の広報を行い、メセナ活動を実施している企業とともに、地域文化の活性化を図ります。

※7 企業メセナ：企業による文化芸術支援をいう。

(3) 多彩な文化芸術活動の鑑賞機会の提供と質向上

心豊かで潤いのある県民生活の実現や活力ある地域社会の構築を図るため、県民が都市や農山村等の居住や活動する場所にかかわらず、様々なジャンルの文化芸術に触れ、体験、鑑賞できる機会を提供します。

また、魅力的な公演・展覧会等を開催するため、文化芸術を取り巻く動向や県民の鑑賞・体験ニーズを適確に把握し、専門家のアドバイスを受けるとともに、大学等との連携を通して専門知識や若い世代の発想・活力を生かした事業を実施します。

あわせて、県内各地で開催される様々な文化的な催しに関する情報を収集し、広報誌やインターネット、SNS等各種媒体を通じて情報発信することで、文化活動を広く周知します。

さらに、和歌山県民文化会館等の県立文化施設が、県民と文化芸術との出会いや創造の拠点となるよう、人材の育成や施設整備を行います。加えて、高齢者、障害のある人を含め誰もが使いやすい施設として利用されるよう利用者サービスの向上やユニバーサルデザイン化等の改善を図ります。

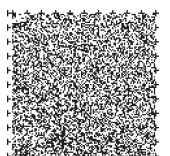
主な施策

◆ 県立文化施設等における魅力的な公演や展覧会等の実施

和歌山県民文化会館等において、文化振興アドバイザーから専門的意見を聞きながら、質の高い公演や展覧会を行います。

県立近代美術館、県立博物館、県立紀伊風土記の丘において、本県ゆかりの芸術家や貴重な文化財を広く県内外に紹介する展覧会の開催など、県民にとって魅力ある事業を実施するとともに、国際的に評価の高い芸術作品や貴重な文化財等を紹介する大規模展覧会を定期的で開催します。

また、文化資料の適切な保存、継承のため、博物館施設としての展示、収蔵、研究機能の充実、向上が図れるよう施設を整備します。



◆ 県立図書館メディアアートホールにおける文化公演等の開催

県立図書館メディアアートホールでは、図書館の併設ホールとして特色のある文化芸術発信の取り組みや、児童生徒の文化芸術の理解を促すため、コーディネーターの企画による多彩な文化事業を実施します。

また、音楽監督の下、質の高い音楽に親しむ環境や音響設備の充実を図ります。

◆ 県内市町村文化施設における文化公演等の開催支援

県民にとって身近な市町村文化施設において、より良い文化公演等が開催されるよう(一財)地域創造、(一財)自治総合センター等の助成制度の活用を促進します。

また、公立文化施設協議会を活用し、県内外の文化施設間の連携強化に努めます。

◆ 県内文化活動の情報提供

県内各地で開催される様々な文化芸術活動の情報を収集し、「わかやま文化情報館」※⁸や「WACA-P」※⁹を活用して、文化活動が広く知れ渡るよう情報の提供を行います。

◆ 県立文化施設のユニバーサルデザイン化等の推進

県民誰もが様々な文化芸術に親しめるよう、バリアフリー化等、環境の整備を図ります。

また、県立博物館施設では、展示のわかりやすい解説や多言語化、レプリカによるさわれる展示等、多くの方々にその魅力を伝えられるよう取り組みます。

※⁸ わかやま文化情報館

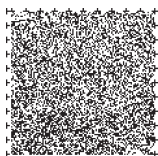
県内各地で開催される文化活動を紹介することなどを目的とし、和歌山県が開設するホームページ。

※⁹ WACA-P：和歌山県が発行する文化活動情報誌。

(4) 文化交流活動の推進

和歌山県内で行われる様々な文化芸術活動の活性化のため、芸術家や文化活動団体間の相互の出会いや触れ合いを通じて、活動や創作に対する意欲や技能の向上が図られるよう、県内各地や国内外の文化芸術活動関係者と県民との交流機会を確保、充実に努めます。

また、和歌山県の文化や地域的な特性について国内外の人々への理解を促進し、本県への親近感の向上や繋がりの強化を図るため、文化芸術面での交流、連携事業を進めます。



主な施策

◆ 国内や県内で開催される各種大会への参加促進

国民文化祭や民俗芸能祭など、国内や県内で開催される各種大会への参加を促進するため、公募情報の案内や推薦を行います。

また、国民文化祭の出演団体に対し助成を行います。

◆ 文化芸術に関する全国大会、国際大会の開催支援

「和歌山文化振興事業補助金」や「コンベンション誘致推進事業」を活用し、音楽、文学、芸術等の全国大会や国際大会の県内誘致を一層促進します。

◆ 多文化共生事業の推進

異なる国の文化を知り理解するための講座や在住外国人とふれあう機会をつくる「多文化共生事業」を、和歌山県国際交流センター等を活用し実施します。

また、友好提携都市等との訪問プログラムの実施等、異文化交流を行い、お互いの文化に対する造詣や理解を深め、友好関係を更に強固にします。

(5) 障害のある人の文化芸術活動の推進

障害のある人が文化芸術活動を通じて、多様な活動を行うことができるように、地域において支援体制を整え、障害のある人の芸術活動の振興を図るとともに、個性と能力の発揮および社会参加の促進を目的とした事業の実施に努めます。

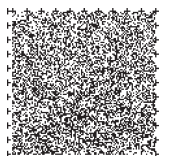
主な施策

◆ 障害のある人への文化芸術活動普及支援の実施

文化芸術活動を行う障害のある人やその家族、福祉施設、文化施設、支援団体等を支援する拠点を設置し、文化芸術活動における支援方法等の相談支援や文化芸術活動を支援する人材の育成、関係者のネットワークづくり、情報収集・発信等を行います。

◆ 文化芸術活動を発表・鑑賞できる機会の確保

地域における障害のある人の活躍の場を広げ、多様な人々との交流の場が促進されるよう、専門家等と連携を図り、日頃の活動成果を発表する機会を確保していきます。



◆ 全国障害者芸術・文化祭の開催

日頃の活動成果の発表の場を創出することで、障害のある人の文化芸術活動の活性化を図るとともに、障害に対する理解と認識を深めることで障害のある人の自立と社会参加につなげます。

(6) 文化芸術に係る社会基盤の整備及び効率的活用の促進

本県並びに県民の文化芸術にかかる発表、創作、鑑賞、研究等の活動拠点である和歌山県民文化会館や県立博物館施設については、県内の同種同類の施設に関する先導的役割を果たしています。

県立文化施設等については、引き続き、時代に即した新たな機能付加のための整備や施設利用者の利便性、安全性向上のための機器更新、改修等を推進するとともに、利用者サービスや満足度の向上についても取り組んでいきます。

さらに、学校の統廃合等により利用状況が著しく低下している県内公共施設について、文化分野での有効活用や公立文化施設の機能の充実を図ります。

主な施策

◆ 県立文化施設等の機能充実の促進

県立文化施設等の整備については、誰もが快適で利用しやすい設計とするとともに、最先端技術の導入など音響や舞台装置、展示空間等にも配慮した整備に努めます。

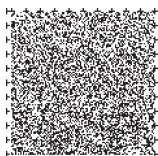
また、県立紀伊風土記の丘資料館及び県立自然博物館は、施設の老朽化、収蔵スペースや研究設備の不足等の課題があることから、施設を再編、移転リニューアルし、博物館機能の充実を図ります。

◆ 公立施設の有効活用の促進

廃校舎など使用されていない公立施設での芸術分野における有効利用やホール施設が設置されていない市町村での鑑賞機会を確保するため、関係市町村との連携事業の実施を検討します。

◆ 県内公立文化施設の機能充実の促進

県内の公立ホールや世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」をはじめとする高野・熊野地方等の文化資源に関する情報を県内外に発信する施設の機能充実に努めます。



② 文化資源の保全と活用による地域づくり

(1) 文化財の保全と活用

貴重な文化遺産が高野・熊野地方をはじめ県内各地に数多く点在しており、国宝は全国6位、重要文化財は全国7位の指定件数となっていますが、必要な調査が未了のため文化財として指定されていない歴史的な文化資源も多く、引き続き対策を行っていきます。また、地震や津波、水害等により被災する可能性のある文化財の保全や被災した文化財の救済等を行う体制づくりを推進します。

本県の長い歴史の中で形成、伝承されてきた県民の貴重な財産である文化財を県民が正しく理解し、親しむ機会を確保するとともに、次世代に正しく伝えていくため、各々の歴史的な文化資源の特性に応じた保存と活用を図ります。

主な施策

◆ 世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」の保全と活用

世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」は本県を代表する地域資源であり、世界遺産の認知度向上と来訪者の拡大を目指すとともに、次世代に良好な状態で継承していくため、世界遺産センターの施設や人材を活用した魅力の発信と保全に取り組みます。

管理団体等による保全活動に加え、企業や来訪者等が世界遺産の魅力に触れながら保全活動に参加する事業を引き続き、実施します。

世界遺産に登録されていない参詣道等の中には、既に国史跡に指定されている地点があるほか、今後、国史跡指定の可能性を有する地点もあり、更なる保護措置の拡充を行うとともに、世界遺産の追加登録を目指します。

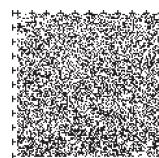
◆ 地域ぐるみで取り組む文化財の継承と保存・活用の推進

市町村には、文化財の所有者や地域住民、民間の団体とともに計画的に文化財の保存・活用に取り組むことが期待されることから、市町村における域内の文化財の総合的な保存・活用に係る計画の策定を働きかけ、各地域における計画的な取組を促進します。

◆ 新たな文化財指定及び文化財登録等の促進

県内には、学術的価値が高いにもかかわらず、未調査で認知されず、滅失や変容の危機に直面している文化財が多数存在していると推察されることから、速やかな実態把握調査と研究に努め、指定等を進めます。あわせて、県民の理解と協力を得られるよう文化財への興味を促進する取組も進めます。

特別史跡岩橋千塚古墳群の周辺には、未だ指定の保護措置が講じられていない古墳が多数あることから、計画的な発掘調査を実施し、特別史跡への追加指定を進めます。



◆ 「日本遺産」のストーリーを活かした地域活性化の推進

日本遺産は、地域に点在する遺産を「面」として活用し、発信することで地域活性化を図ることを主な目的に文化庁から認定されており、本県の日本遺産のストーリーを活用し、地域の活性化や観光振興を図ります。

あわせて、日本遺産の認知度向上に努めるとともに、構成する文化財の整備を進めます。

◆ 既指定文化財等の保存・修復の促進

文化財を適切な状態で保存・継承するため、計画的に修復を促進するとともに、防災・防犯対策その他の保存に必要な措置を講じます。

有形の文化財については、文化財を良好な状態に保つための日常的な維持管理、適時適切な修理の充実を図ります。また、美術工芸品等は温湿度を適切に管理できる施設で保管する必要があることから、保管環境の改善や整備を支援します。

◆ 無形の文化遺産の保存と活用

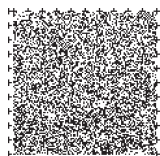
ユネスコ無形文化遺産に登録された「那智の田楽」をはじめ、世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」の周辺地域に伝承される「那智の扇祭り」、「新宮の速玉祭」、「花園の仏の舞」などの保存・活用を促進するとともに、県内の無形民俗文化財について総合的な学術調査を行い、重要なものについては国・県指定を進めます。

また、無形民俗文化財に使用する用具の製作・修理等を進めるとともに、民俗芸能等の後継者育成も見据えた映像記録の製作など、保存・活用の充実を図ります。

◆ 災害に備えた文化財救済の体制整備と文化資源の散逸防止

大規模災害の発生に備え、県内の文化財等所在情報の把握、文化財の被災軽減や応急処置・保全のための体制整備を進めます。また、災害時に文化財レスキュー等について県民の協力を得られるよう、周知に努めます。

仏像類や歴史的建造物については、盗難や火災・災害による損壊等に備え、未指定の文化財を含めたデータベースの整備を進めます。



(2) 景観の保全と活用

和歌山県には雄大、勇壮、峻険等様々な姿をみせる紀伊山地の山々をはじめ、こうした山々から流れ出る清水を源流とし広大な太平洋や紀伊水道に流れ出る多くの渓谷、溪流や河川及び美しい海岸線等の優れた自然景観が多数残されています。こうした景観は、古くは記紀万葉の時代から、歌枕として多く詠まれ、我が国を代表する貴重な歴史・文化資源となっています。

自然景観とともに、地域の文化や生活により作り出された町並みや農山漁村の景観等は、本県固有の資源であり、これらの適切な保全と活用を図ります。

主な施策

◆ 和歌山県景観条例等による景観施策の推進

「和歌山県景観条例」及び「和歌山県景観計画」の運用により、美しく個性豊かな和歌山県らしい良好な景観の保全、創造を行います。

和歌山県の良好な景観を形成する上で特に重要であると認められる地域を特定景観形成地域として指定し、地域の特性を活かした良好な景観の形成を図っていきます。

また、住民自らが景観づくりのルールを定める「景観づくり協定制度」、景観形成地域の設定や行為制限の基準を住民が提案できる「住民提案型景観形成地域制度」や良好な景観形成に寄与している建造物などを登録する「景観資源登録制度」を活用しながら、地域における景観づくり活動の促進を図っていきます。

さらに、「和歌山県ごみの散乱防止に関する条例」により、美しい文化的な景観づくりを図ります。

◆ 県立自然公園の保全・利用の促進

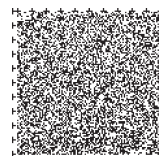
県立自然公園が「県民の宝」であることを周知・啓発し、自然公園の保全と適切な利用の促進を図ります。

また、公園の利用促進を図るため、案内標識、歩道、公衆トイレ等公園利用施設の整備を行うとともに、イメージアップのため、ごみの散乱を防止し、それぞれの自然公園の特色や具体的な利活用方法を広く発信します。

◆ 南紀熊野ジオパークの保全と活用

大地に育まれた特徴的な地域景観や文化を有する南紀熊野ジオパーク内の資源を見直し、保全するとともに、教育や地域づくり、観光等の分野で活用します。

また、世界に向けて南紀熊野ジオパークをアピールし、早期に世界ジオパークに認定されるよう、ジオサイトの整備や南紀熊野ジオパークセンターを拠点とし、参加体験型学習機会の提供や学校等への出前講座など、普及啓発事業を実施します。



(3) 県内文化資源の収集・整理と効果的な発信

歴史的建造物や美術工芸品はもとより、県民の暮らしや生活に密着した民話や方言、祭り、伝承文化、食文化等も地域を特徴づける大切な文化資源です。これらの文化資源が散逸、損壊、衰退しないよう、収集整理、保存、伝承に努めます。

あわせて、学術的な調査研究を行い、その成果を展示会や講演会等で発表するとともに、県ホームページへの掲載等により県内外に発信します。

特に、紀州徳川家ゆかりの音楽コレクションである「南葵音楽文庫」の保管・研究・公開にも取り組んでいきます。

主な施策

◆ 先人顕彰の推進

和歌山には、世界遺産をはじめ、美しい自然や風土、素晴らしい歴史や文化が数多くあります。このような環境の中で育まれた先人たちは、和歌山、日本、世界を舞台に輝かしい業績を残しています。そうした先人を全国の方々に広く知ってもらう機会を提供するとともに、偉大な功績を顕彰し、後世に伝えることで、ふるさと和歌山への愛着心を育むことに努めます。

◆ 和歌山県内の伝承文化、民俗情報の発信

方言、民謡、民話、祭り等の県内文化資源や先人に関する情報等を県内外に発信するとともに、ふるさと和歌山への愛着を高め、郷土を誇りに思う心を育むため、県内各学校における「ふるさと教育」への活用を図ります。

◆ 和歌山県の特色ある食文化の理解と伝承

和歌山県は、豊かな自然に育まれた農林水産物に恵まれ、これらを食材とした多種多様な郷土料理が地域で伝承されています。

地域で育まれた郷土料理や伝統食、行事食などの食文化を継承するため、関係団体が開催する料理教室、小学校等での調理体験を支援します。

また、食のイベントを通じて世代を超えた交流を促進し、食文化の伝承を推進します。

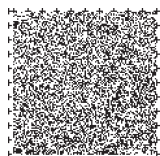
◆ 県立文書館における歴史資料等の収集、研究事業の実施

和歌山の歴史に関する古文書や公文書などを、貴重な歴史資料として収集、保存、整理・研究します。

また、「和歌山県歴史資料アーカイブ」のコンテンツを充実させて、歴史資料を広く県民に提供するとともにその活用を促進します。

◆ 県立博物館施設における資料の収集、保管、調査研究、展覧会事業の実施

県立博物館施設においては、和歌山の歴史、美術、考古、民俗、自然科学に関する資料を収集、保管し、県民の文化遺産・自然遺産の保全に努めます。



また、国内外の優れた美術作品や本県にゆかりのある作家の作品、県内の歴史・文化資料等を調査研究し、その成果をもとに展覧会を開催するなど県民に鑑賞の機会を提供します。さらに、国際的に評価の高い芸術作品や貴重な文化財等を紹介する大規模展覧会を定期的を開催します。

◆ 南葵音楽文庫の保管・研究・公開

紀州徳川家ゆかりの貴重な音楽書・楽譜のコレクションである「南葵音楽文庫」の保管、研究、公開に取り組み、国内外へ情報発信することによって、県民の文庫及び音楽文化への興味関心を高め、本県の文化発展につなげます。

(4) 観光産業等、関連産業との連携

文化芸術の振興は、人々の幸福感や充実感等、個人の心の豊かさを増すだけでなく、実施する関連事業の内容、手法、規模等によっては、地域の経済活動にも大きな効果をもたらします。こうしたことを踏まえ、芸術家や文化関係団体との連携はもとより、歴史文化に関する観光資源の発掘を推進するとともに、交通、出版等の諸分野や農林水産業、製造業、流通業等の広範な産業分野の諸団体、さらには、高等研究機関等と連携しながら、活力ある地域づくりに資する文化芸術振興事業に取り組みます。

主な施策

◆ 歴史・文化に関する観光資源の発掘と推進

県内にある歴史や文化に関する観光資源の掘り起こしと磨き上げを行い、食・温泉・体験などと組み合わせた旅モデルを提案する「わかやま歴史物語」事業を推進し、誘客促進と持続可能な観光地づくりを図ります。

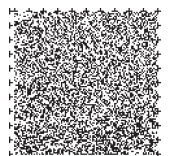
◆ 魅力ある文化体験型観光資源の開発促進

県内にある文化資源を活用した熊野古道ウォークや文化財めぐりなどの「ほんまもん体験事業」の充実に努め、それらを強く情報発信することで利用者の増加を図ります。

◆ フィルムコミッション事業の実施

テレビや映画等の映像を通じて、県内の美しい自然や多彩な文化資源を県内外に発信し、観光客の誘致につなげるための「フィルムコミッション事業」を実施します。

また、魅力ある和歌山を発信できる新しいロケーション地を開拓するとともに、積極的な誘致活動に努めます。



③ 文化芸術を担う人づくりの推進

(1) 次代を担う層の人づくり

子供達が、多種多様な文化芸術に触れ、興味を持ち、理解を深めることが重要であるため、学校の内外において、文化創造活動や鑑賞・体験する機会を充実させるとともに、子供達が自らの活動成果を発表し、創作意欲を喚起するよう評価を受ける場の提供や表彰を実施します。

また、音楽、演劇、伝統芸能等の舞台芸術や美術等の専門家や活動家から指導・助言を受ける機会の充実を図ります。

さらに、これらの事業を実施する上で、芸術家や文化活動の指導者、大学や教員、県立博物館施設の学芸員等が協力し、親しみやすい体験プログラムを企画し、文化芸術に親しみや愛着を持つ教育、指導等が行われるよう努めます。

主な施策

◆ ジュニア県展の実施

子供達の作品が、ひとつの美術作品として評価を受けられるよう、小中学生を対象とした公募展「和歌山県ジュニア美術展覧会」を開催します。また、優秀な作品を顕彰し創作意欲を高めるため、和歌山県立近代美術館や県内の複数会場において作品の展示を行います。

◆ ジュニア文化表彰の実施

子供達の文化に関する意識の高揚や振興を図るため、文化芸術等様々な分野で全国的な評価を受けた県内の小中学生及び高校生等を対象にジュニア文化表彰を実施します。

◆ 文化、芸術体験ワークショップ事業の実施

子供達が様々な文化や芸術の体験をできる講座、事業等を実施します。

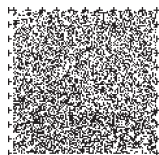
また、各種文化団体やNPOが実施するワークショップ事業に対しても「和歌山文化振興事業補助金」をはじめとした助成制度により支援します。

◆ 鑑賞体験型プログラムの実施

クラシックコンサートやバレエ公演、伝統芸能等の様々な鑑賞体験型プログラムを実施します。

◆ アウトリーチ事業の実施

子供達に芸術への興味や関心を持ってもらうため、プロのアーティストから新人・新進芸術家等が学校などで児童生徒等に演奏や直接指導を行う「アウトリーチ事業」を実施します。



◆ 演劇等のセミナー事業の実施

県内の中高校生を対象に、県外から専門家を招いて演劇や吹奏楽のセミナーを開催します。

◆ 県立博物館施設における展覧会、教育普及活動の充実

子供達に優れた美術、歴史、考古、民俗、自然科学に関する資料等に触れ親しむ機会を提供するため、県立博物館施設において高校生以下の入場料を無料とします。

県立博物館施設の人的資源や収蔵物を活用したワークショップ、子供達が主体的に取り組める参加体験型学習会やミュージアムトーク、出前講座などを実施するとともに、個々の興味を更に伸ばせるようなプログラムを提供します。

◆ 和歌山県高等学校総合文化祭の開催支援

県内高校生の文化芸術活動の発表や文化交流等を目的とした「和歌山県高等学校総合文化祭」の開催を支援します。

令和3年に第45回全国高等学校総合文化祭「紀の国わかやま総文2021」を開催し、文化芸術活動の参加意欲を喚起し、創造的な人間関係を図るとともに全国的、国際的規模での生徒相互の交流・親睦を図ります。

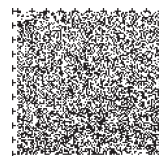
また、近畿高等学校総合文化祭等への参加や開催についても支援します。

◆ ふるさと教育の推進

ふるさとへの愛着を高め、郷土を誇りに思う心情などを育むため、各学校の教育活動において、地域の教育資源を効果的に活用するとともに、地域での体験活動を位置付けるなど、ふるさとに関わる学習が計画的に展開されるよう、各学校に働きかけます。

あわせて、優れた取組をホームページで紹介することや「ふるさとわかやま学習大賞」として表彰することにより、その成果を広く周知します。

また、「わかやま何でも帳」、「わかやまの文化財ガイドブック」を県内中学生に配布するとともに、生徒がふるさと学習の成果を確認する機会や郷土の歴史に対する学習意欲を高める機会を設けるなど、ふるさと教育を一層推進します。



(2) 現役世代等の人づくり

年代やライフスタイルに関わらず、県民誰もが文化芸術を楽しめる環境を整備することが重要であるため、子育てや仕事をしている方でも参加しやすいよう、ライフスタイルや家族構成に合わせ、開催時間の設定、託児所の設置に配慮する等、大人も子供も一緒に楽しめる事業の実施に努めます。

主な施策

◆ 子育て世代の文化芸術活動への参加促進

子育て中の保護者等も気軽に文化活動に参加できるよう、県主催イベント等における託児サービスの提供に努めます。また、乳幼児も入場できるコンサートや保護者と子供が楽しめるワークショップの開催など、子育て世代が子供と一緒に文化芸術活動に参加できる事業を推進します。

◆ ワークライフバランスの推進

やりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たす一方で、趣味や家庭等に関する時間を持つことは必要なことであり、健康で豊かな生活を送ることにつながります。そのため、仕事と生活の双方の調和の実現をめざし、企業や県民への周知啓発に努めます。

◆ 福祉分野における文化芸術活動の推進

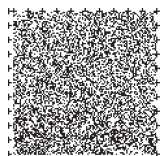
文化とは、あらゆる人に関わりのあるものです。障害のある人も無い人も共に文化芸術を楽しみ、心豊かに充実した日々を過ごせるよう、関係機関と協力し、事業を進めます。

また、ユニバーサルデザインによる鑑賞の機会を提供する等、誰もが文化芸術活動に参加できる環境づくりを推進します。

(3) シニア層の人づくり

これまで、本県の文化芸術活動を支え、発展させ、継承、保存に多大な貢献をされてきた高齢者の方々が、長年にわたる研鑽、研究により習得された豊富な知識や高い技能を、次代の活動家となる人々に適切に引き継ぎ、伝えていくための事業を推進します。

また、高齢者の方が健康で生きがいを持って暮らせるよう、鑑賞や芸術活動の参加を促すとともに、知的好奇心を満たす事業を推進します。



主な施策

◆ 高齢者の知識・技能の継承

高齢者が長年培ってきた経験や技能を生かし、社会参加や地域貢献等の様々な活動を行うことができるよう、地域リーダーやサロン運営アドバイザーの養成等を実施する「和歌山県いきいき長寿社会センター事業」や趣味や特技を持つ高齢者と活用したい団体等を橋渡しする「わかやま元気シニア生きがいバンク」等の充実に努めます。

◆ 和歌山県名匠表彰受賞記念事業の実施

名匠表彰受賞者の業績を讃え、活動成果を広く県内外へ紹介するため、受賞記念事業を実施します。

(4) 文化芸術に携わる人づくり

文化芸術の振興には、創造活動に携わる人材及びその活動を支える人材を育成し、共に文化芸術を創りあげることが重要です。そのため、若手芸術家が活動成果を発表し評価を受ける場を確保するとともに、本県ゆかりの芸術家の情報収集や活用の促進に努めます。

あわせて、企画運営面から文化を支えるアートマネジメント人材の育成を進めます。

主な施策

◆ 新人・新進芸術家のための演奏会等の実施

新人・新進芸術家を対象にオーディションを実施し、優秀者による演奏会事業を実施します。

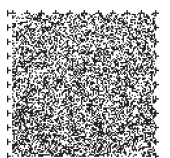
また、新人・新進芸術家やアーティストバンクに登録されている芸術家を幼稚園等に派遣する「アウトリーチ事業」を実施し、活動・発表の機会を提供します。

◆ アートマネジメント人材育成強化（再掲）

県民の文化事業に対する企画や運営能力の向上を図るための各種研修会を開催するとともに、（一財）地域創造や公立文化施設協議会等による研修会への参加を促し、県内でアートマネジメント活動を実践できる人材育成を推進します。

◆ アーティストバンクの充実と利用促進（再掲）

和歌山県にゆかりのあるアーティストの人材情報を集積・公開し、その活動内容を紹介することで、アーティストの活動の場や県民が文化芸術に親しむ機会の拡充を図るとともに、登録アーティストを県が実施する各種事業に積極的に登用していきます。



(5) 顕彰の実施

文化芸術活動で顕著な成果を収められた方や団体、また、文化芸術の振興・発展に寄与された方や団体の業績を讃え、顕彰を行います。

主な施策

◆ 和歌山県文化表彰の実施

本県の文化の向上発展に特に顕著な功績のある方々を表彰する「和歌山県文化表彰」を実施します。

◆ 和歌山県文化表彰受賞記念事業の実施

文化表彰受賞者の業績を讃え、活動成果を広く県内外へ紹介するため、受賞記念事業を実施します。

◆ 和歌山県名匠表彰の実施

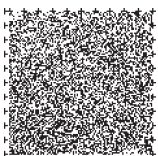
伝統ある貴重な工芸品などの製作等の技術を持ち、地域社会における技術文化の向上発展に功績のある方を表彰する「和歌山県名匠表彰」を実施します。

◆ 和歌山県名匠表彰受賞記念事業の実施（再掲）

名匠表彰受賞者の業績を讃え、活動成果を広く県内外へ紹介するため、受賞記念事業を実施します。

◆ 和歌山県にゆかりのある文化人等の各種顕彰事業への推薦

国や団体、企業などが実施している各種顕彰事業に、文化芸術活動で顕著な成果を収められた県民や団体を推薦します。



目標

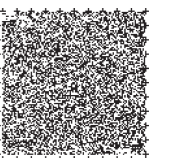
「文化で元気」な地域づくりの推進

「県民一人一人が文化活動に参加し楽しめる和歌山を創る」

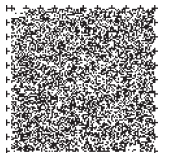
施策の方向

重点施策

主な施策



〈 参 考 资 料 〉



○ 文化芸術基本法

平成13年法律 第148号

目次

前文

第1章 総則(第1条—第6条)

第2章 文化芸術推進基本計画等(第7条・第7条の2)

第3章 文化芸術に関する基本的施策(第8条—第35条)

第4章 文化芸術の推進に係る体制の整備(第36条・第37条)

附則

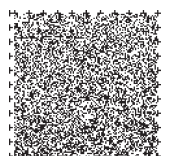
文化芸術を創造し、享受し、文化的な環境の中で生きる喜びを見出すことは、人々の変わらない願いである。また、文化芸術は、人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものであり、世界の平和に寄与するものである。更に、文化芸術は、それ自体が固有の意義と価値を有するとともに、それぞれの国やそれぞれの時代における国民共通のよりどころとして重要な意味を持ち、国際化が進展する中であって、自己認識の基点となり、文化的な伝統を尊重する心を育てるものである。

我々は、このような文化芸術の役割が今後においても変わることなく、心豊かな活力ある社会の形成にとって極めて重要な意義を持ち続けると確信する。

しかるに、現状をみるに、経済的な豊かさの中にありながら、文化芸術がその役割を果たすことができるような基盤の整備及び環境の形成は十分な状態にあるとはいえない。21世紀を迎えた今、文化芸術により生み出される様々な価値を生かして、これまで培われてきた伝統的な文化芸術を継承し、発展させるとともに、独創性のある新たな文化芸術の創造を促進することは、我々に課された緊要な課題となっている。

このような事態に対処して、我が国の文化芸術の振興を図るためには、文化芸術の礎たる表現の自由の重要性を深く認識し、文化芸術活動を行う者の自主性を尊重することを旨としつつ、文化芸術を国民の身近なものとし、それを尊重し大切にしよう包括的に施策を推進していくことが不可欠である。

ここに、文化芸術に関する施策についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。



第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、文化芸術が人間に多くの恵沢をもたらすものであることに鑑み、文化芸術に関する施策に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、文化芸術に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術に関する活動（以下「文化芸術活動」という。）を行う者（文化芸術活動を行う団体を含む。以下同じ。）の自主的な活動の促進を旨として、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の自主性が十分に尊重されなければならない。

2 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の創造性が十分に尊重されるとともに、その地位の向上が図られ、その能力が十分に発揮されるよう考慮されなければならない。

3 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、国民がその年齢、障害の有無、経済的な状況又は居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。

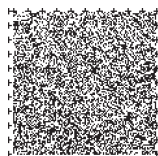
4 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、我が国及び世界において文化芸術活動が活発に行われるような環境を醸成することを旨として文化芸術の発展が図られるよう考慮されなければならない。

5 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、多様な文化芸術の保護及び発展が図られなければならない。

6 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、地域の人々により主体的に文化芸術活動が行われるよう配慮するとともに、各地域の歴史、風土等を反映した特色ある文化芸術の発展が図られなければならない。

7 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、我が国の文化芸術が広く世界へ発信されるよう、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進が図られなければならない。

8 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、乳幼児、児童、生徒等に対する文化芸術に関する教育の重要性に鑑み、学校等、文化芸術活動を行う団体（以下「文化芸術団体」という。）、家庭及び地域における活動の相互の連携が図られるよう配慮されなければならない。



9 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者その他広く国民の意見が反映されるよう十分配慮されなければならない。

10 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することが重要であることに鑑み、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう配慮されなければならない。

(国の責務)

第3条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、文化芸術に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、文化芸術に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の関心及び理解)

第5条 国は、現在及び将来の世代にわたって人々が文化芸術を創造し、享受することができるとともに、文化芸術が将来にわたって発展するよう、国民の文化芸術に対する関心及び理解を深めるように努めなければならない。

(文化芸術団体の役割)

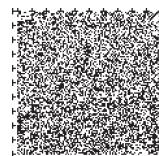
第5条の2 文化芸術団体は、その実情を踏まえつつ、自主的かつ主体的に、文化芸術活動の充実を図るとともに、文化芸術の継承、発展及び創造に積極的な役割を果たすよう努めなければならない。

(関係者相互の連携及び協働)

第5条の3 国、独立行政法人、地方公共団体、文化芸術団体、民間事業者その他の関係者は、基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第6条 政府は、文化芸術に関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。



第2章 文化芸術推進基本計画等

(文化芸術推進基本計画)

第7条 政府は、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化芸術に関する施策に関する基本的な計画（以下「文化芸術推進基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 文化芸術推進基本計画は、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な事項その他必要な事項について定めるものとする。
- 3 文部科学大臣は、文化審議会の意見を聴いて、文化芸術推進基本計画の案を作成するものとする。
- 4 文部科学大臣は、文化芸術推進基本計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の施策に係る事項について、第36条に規定する文化芸術推進会議において連絡調整を図るものとする。
- 5 文部科学大臣は、文化芸術推進基本計画が定められたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 前3項の規定は、文化芸術推進基本計画の変更について準用する。

(地方文化芸術推進基本計画)

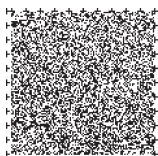
第7条の2 都道府県及び市（特別区を含む。第37条において同じ。）町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条第1項の条例の定めるところによりその長が文化に関する事務（文化財の保護に関する事務を除く。）を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（次項において「特定地方公共団体」という。）にあっては、その長）は、文化芸術推進基本計画を参酌して、その地方の実情に即した文化芸術の推進に関する計画（次項及び第37条において「地方文化芸術推進基本計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 特定地方公共団体の長が地方文化芸術推進基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

第3章 文化芸術に関する基本的施策

(芸術の振興)

第8条 国は、文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術（次条に規定するメディア芸術を除く。）の振興を図るため、これらの芸術の公演、展示等への支援、これらの芸術の制作等に係る物品の保存への支援、これらの芸術に係る知識及び技能の継承への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。



(メディア芸術の振興)

第9条 国は、映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術（以下「メディア芸術」という。）の振興を図るため、メディア芸術の製作、上映、展示等への支援、メディア芸術の制作等に係る物品の保存への支援、メディア芸術に係る知識及び技能の継承への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

(伝統芸能の継承及び発展)

第10条 国は、雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他の我が国古来の伝統的な芸能（以下「伝統芸能」という。）の継承及び発展を図るため、伝統芸能の公演、これに用いられた物品の保存等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(芸能の振興)

第11条 国は、講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能（伝統芸能を除く。）の振興を図るため、これらの芸能の公演、これに用いられた物品の保存等への支援、これらの芸能に係る知識及び技能の継承への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(生活文化、国民娯楽及び出版物等の普及)

第12条 国は、生活文化（茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化をいう。）の振興を図るとともに、国民娯楽（囲碁、将棋その他の国民的娯楽をいう。）並びに出版物及びレコード等の普及を図るため、これらに関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化財等の保存及び活用)

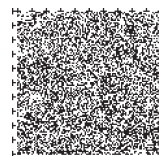
第13条 国は、有形及び無形の文化財並びにその保存技術（以下「文化財等」という。）の保存及び活用を図るため、文化財等に関し、修復、防災対策、公開等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域における文化芸術の振興等)

第14条 国は、各地域における文化芸術の振興及びこれを通じた地域の振興を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示、芸術祭等への支援、地域固有の伝統芸能及び民俗芸能（地域の人々によって行われる民俗的な芸能をいう。）に関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国際交流等の推進)

第15条 国は、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進を図ることにより、我が国及び世界の文化芸術活動の発展を図るため、文化芸術活動を行う者の国際的な交流及び芸術祭その他の文化芸術に係る国際的な催しの開催又はこれへの参加、海外における我が



国の文化芸術の現地の言語による展示、公開その他の普及への支援、海外の文化遺産の修復に関する協力、海外における著作権に関する制度の整備に関する協力、文化芸術に関する国際機関等の業務に従事する人材の養成及び派遣その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、前項の施策を講ずるに当たっては、我が国の文化芸術を総合的に世界に発信するよう努めなければならない。

(芸術家等の養成及び確保)

第16条 国は、文化芸術に関する創造的活動を行う者、伝統芸能の伝承者、文化財等の保存及び活用に関する専門的知識及び技能を有する者、文化芸術活動に関する企画又は制作を行う者、文化芸術活動に関する技術者、文化施設の管理及び運営を行う者その他の文化芸術を担う者（以下「芸術家等」という。）の養成及び確保を図るため、国内外における研修、教育訓練等の人材育成への支援、研修成果の発表の機会の確保、文化芸術に関する作品の流通の促進、芸術家等の文化芸術に関する創造的活動等の環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化芸術に係る教育研究機関等の整備等)

第17条 国は、芸術家等の養成及び文化芸術に関する調査研究の充実を図るため、文化芸術に係る大学その他の教育研究機関等の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国語についての理解)

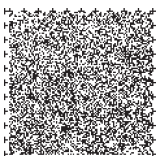
第18条 国は、国語が文化芸術の基盤をなすことにかんがみ、国語について正しい理解を深めるため、国語教育の充実、国語に関する調査研究及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

(日本語教育の充実)

第19条 国は、外国人の我が国の文化芸術に関する理解に資するよう、外国人に対する日本語教育の充実を図るため、日本語教育に従事する者の養成及び研修体制の整備、日本語教育に関する教材の開発、日本語教育を行う機関における教育の水準の向上その他の必要な施策を講ずるものとする。

(著作権等の保護及び利用)

第20条 国は、文化芸術の振興の基盤をなす著作権者の権利及びこれに隣接する権利（以下この条において「著作権等」という。）について、著作権等に関する内外の動向を踏まえつつ、著作権等の保護及び公正な利用を図るため、著作権等に関する制度及び著作物の適正な流通を確保するための環境の整備、著作権等の侵害に係る対策の推進、著作権等に関する調査研究及び普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。



(国民の鑑賞等の機会の充実)

第21条 国は、広く国民が自主的に文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会の充実を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示等への支援、これらに関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(高齢者、障害者等の文化芸術活動の充実)

第22条 国は、高齢者、障害者等が行う文化芸術活動の充実を図るため、これらの者の行う創造的活動、公演等への支援、これらの者の文化芸術活動が活発に行われるような環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(青少年の文化芸術活動の充実)

第23条 国は、青少年が行う文化芸術活動の充実を図るため、青少年を対象とした文化芸術の公演、展示等への支援、青少年による文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における文化芸術活動の充実)

第24条 国は、学校教育における文化芸術活動の充実を図るため、文化芸術に関する体験学習等文化芸術に関する教育の充実、芸術家等及び文化芸術団体による学校における文化芸術活動に対する協力への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(劇場、音楽堂等の充実)

第25条 国は、劇場、音楽堂等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、公演等への支援、芸術家等の配置等への支援、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(美術館、博物館、図書館等の充実)

第26条 国は、美術館、博物館、図書館等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、展示等への支援、芸術家等の配置等への支援、文化芸術に関する作品等の記録及び保存への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

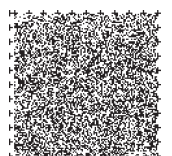
(地域における文化芸術活動の場の充実)

第27条 国は、国民に身近な文化芸術活動の場の充実を図るため、各地域における文化施設、学校施設、社会教育施設等を容易に利用できるようにするための措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

(公共の建物等の建築に当たっての配慮等)

第28条 国は、公共の建物等の建築に当たっては、その外観等について、周囲の自然的環境、地域の歴史及び文化等との調和を保つよう努めるものとする。

2 国は、公共の建物等において、文化芸術に関する作品の展示その他の文化芸術の振興



に資する取組を行うよう努めるものとする。

(情報通信技術の活用の推進)

第29条 国は、文化芸術活動における情報通信技術の活用の推進を図るため、文化芸術活動に関する情報通信ネットワークの構築、美術館等における情報通信技術を活用した展示への支援、情報通信技術を活用した文化芸術に関する作品等の記録及び公開への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究等)

第29条の2 国は、文化芸術に関する施策の推進を図るため、文化芸術の振興に必要な調査研究並びに国の内外の情報の収集、整理及び提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体等への情報提供等)

第30条 国は、地方公共団体及び民間の団体等が行う文化芸術の振興のための取組を促進するため、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(民間の支援活動の活性化等)

第31条 国は、個人又は民間の団体が文化芸術活動に対して行う支援活動の活性化を図るとともに、文化芸術活動を行う者の活動を支援するため、文化芸術団体が個人又は民間の団体からの寄附を受けることを容易にする等のための税制上の措置、文化芸術団体が行う文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(関係機関等の連携等)

第32条 国は、第8条から前条までの施策を講ずるに当たっては、芸術家等、文化芸術団体、学校等、文化施設、社会教育施設、民間事業者その他の関係機関等との連携が図られるよう配慮しなければならない。

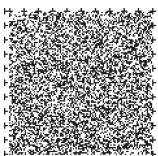
2 国は、芸術家等及び文化芸術団体が、学校等、文化施設、社会教育施設、福祉施設、医療機関、民間事業者等と協力して、地域の人々が文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会を提供できるようにするよう努めなければならない。

(顕彰)

第33条 国は、文化芸術活動で顕著な成果を収めた者及び文化芸術の振興に寄与した者の顕彰に努めるものとする。

(政策形成への民意の反映等)

第34条 国は、文化芸術に関する政策形成に民意を反映し、その過程の公正性及び透明性を確保するため、芸術家等、学識経験者その他広く国民の意見を求め、これを十分考慮した上で政策形成を行う仕組みの活用等を図るものとする。



(地方公共団体の施策)

第35条 地方公共団体は、第8条から前条までの国の施策を勘案し、その地域の特性に応じた文化芸術に関する施策の推進を図るよう努めるものとする。

第4章 文化芸術の推進に係る体制の整備

(文化芸術推進会議)

第36条 政府は、文化芸術に関する施策の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、文化芸術推進会議を設け、文部科学省及び内閣府、総務省、外務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省その他の関係行政機関相互の連絡調整を行うものとする。

(都道府県及び市町村の文化芸術推進会議等)

第37条 都道府県及び市町村に、地方文化芸術推進基本計画その他の文化芸術の推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くことができる。

附 則 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成29年6月23日法律第73号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(文化芸術に関する施策を総合的に推進するための文化庁の機能の拡充等の検討)

第2条 政府は、文化芸術に関する施策を総合的に推進するため、文化庁の機能の拡充等について、その行政組織の在り方を含め検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成30年6月8日法律第42号) 抄

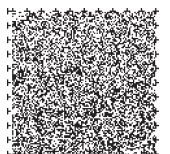
(施行期日)

第1条 この法律は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年6月7日法律第26号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。



○ 和歌山県文化芸術振興条例

平成21年3月26日 条例第21号

目次

前文

第1章 総則（第1条－第3条）

第2章 文化芸術振興基本計画（第4条）

第3章 文化芸術の振興に関する基本的施策（第5条－第18条）

附則

文化芸術は、人間が創造的な営みの中で自らの可能性を求めようとする根源的な欲求であり、生きる証^{あかし}であり、生きる喜びでもある。また、文化芸術は、人々の心のつながりをはぐくみ、多様な価値観が共生する社会をかたちづくり、そのよりどころとなるものである。

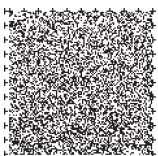
こうした文化芸術の持つ意義は、経済的、物質的な豊かさを享受しながらも、多くの人が精神的な充足と心豊かな暮らしを求める今、さらにその重要性を増している。

私たちが暮らす和歌山県は、全国有数の文化財保有県^{さんけいみち}であり、万葉の時代から歌に詠まれてきた美しい自然と、世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」に代表される高い精神性を有する悠久の歴史に恵まれている。そうした環境の下で、これまでも多くの県民の力によって多彩な文化芸術が創造され、はぐくまれてきた。これらの文化芸術はもちろんのこと、それを支え、はぐくんできた「市民文化」そのものが、私たち県民共通の誇りとなっている。

また、21世紀に入り、「癒し^{いや}」と「再生」を実感することのできるその精神性と歴史的な価値は、国際的にも高く評価され、注目を集めている。

今、私たちは、この個性豊かで魅力ある文化芸術の土壌を、未来へと継承し、発展させ、すべての県民の力を結集した地域の文化力を高めていくことにより、誇りと愛着の持てる元気な郷土をつくりあげていかなければならないと考える。

ここに、私たちは、すべての県民が自主的かつ主体的に、文化芸術の創造、鑑賞・評価、支援活動、伝統文化の保存・継承に等しく参加し、文化芸術が暮らしの中に息づく心豊かな社会の実現を目指すことを決意し、この条例を制定する。



第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、文化芸術の振興に関し、基本理念を定め、県の責務を明らかにするとともに、文化芸術の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、当該施策を総合的かつ計画的に推進し、もって心豊かな県民生活及び活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることにかんがみ、すべての県民が等しく文化芸術の創造、鑑賞、継承、支援その他の活動に参加することができるような環境の整備が図られなければならない。

2 文化芸術の振興に当たっては、県民一人一人が文化芸術の担い手であるという認識の下、その自主性及び創造性が尊重されなければならない。

3 文化芸術の振興に当たっては、その多様性が尊重されるとともに、地域における多様な価値観の共生が図られるよう配慮されなければならない。

4 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術が地域間における相互理解を深める上で重要な役割を果たすことにかんがみ、文化情報の発信及び文化交流が積極的に促進されなければならない。

5 文化芸術の振興に当たっては、風土及び歴史に培われてきた地域の伝統的な文化芸術を県民が誇りや独自性を感じることができる共通の財産として将来にわたり引き継がれるよう配慮されなければならない。

(県の責務)

第3条 県は、前条に定める基本理念にのっとり、文化芸術の振興施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

2 前項の規定による文化芸術の振興施策の推進に当たっては、次に掲げる事項について十分に配慮しなければならない。

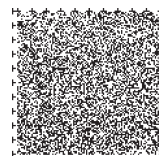
(1) 県民及び市町村の主体的な活動への支援並びに県民の相互連携の促進に努めること。

(2) 県民及び市町村の主体性及び創造性を損なうことのないように努めること。

(3) 広く県民の意見が反映され、高い公共性及び透明性が確保されるように努めること。

(4) 県民、国及び市町村との連携により、効率的かつ効果的な施策の推進に努めること。

3 県は、文化芸術の振興のために必要な施策を推進するための体制の整備に努めるとともに、財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。



第2章 文化芸術振興基本計画

（文化芸術の基本計画）

第4条 知事は、文化芸術の振興のために必要な施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、文化芸術の振興に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めるものとする。

2 基本計画は、文化芸術の振興に関して必要な事項を定めるものとする。

3 知事は、基本計画を定めるに当たっては、県民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

4 知事は、基本計画を定めたときは、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

第3章 文化芸術の振興に関する基本的施策

（芸術の振興）

第5条 県は、文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術（次条に規定するメディア芸術を除く。）の振興を図るため、これらの公演、展示等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（メディア芸術の振興）

第6条 県は、映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術（以下この条において「メディア芸術」という。）の振興を図るため、メディア芸術の上映等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（伝統芸能の継承及び発展）

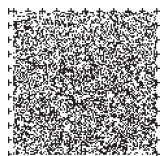
第7条 県は、雅楽、能楽、文楽、歌舞伎その他の我が国古来の伝統的な芸能（以下この条及び次条において「伝統芸能」という。）の継承及び発展を図るため、伝統芸能の公演等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（芸能の振興）

第8条 県は、講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能（伝統芸能を除く。）の振興を図るため、これらの公演等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（生活文化及び国民娯楽の普及）

第9条 県は、生活文化（茶道、華道、書道、香道その他の生活に係る文化をいう。）及び国民娯楽（囲碁、将棋その他の国民的娯楽をいう。）の普及を図るため、これらの普及活動等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。



(文化財等の保存及び活用)

第10条 県は、有形及び無形の文化財並びにその保存技術（以下この条において「文化財等」という。）の保存及び活用を図るため、文化財等に関し、修復、防災対策、公開等の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、県民が誇りや愛着を感じ、かつ、地域文化の母体となる歴史的な景観又は自然的な景観の保全及び活用を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

(市民文化の振興)

第11条 県は、市民文化の振興により、県民がはぐくむ地域の文化力の向上を図るため、公演、展示等への県民の参加及びボランティア活動、寄附等の助成活動その他の文化芸術支援活動への県民の参加の促進に必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、市民文化の振興により、文化芸術が息づく魅力的な地域づくりを推進するため、地域づくり活動の支援その他の必要な施策を国及び市町村と連携して講ずるものとする。

(文化情報の収集及び発信)

第12条 県は、地域に根ざした特色ある文化の形成のため、その基盤となる本県の多様な文化資源の把握、保存及び活用に必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、県民に創造、鑑賞、支援等の活動に参加する機会を提供するため、文化芸術に関する情報の収集及び発信に必要な施策を講ずるものとする。

(文化交流活動の促進)

第13条 県は、本県の文化芸術の活性化及び向上のため、県民の他の地域との文化交流活動の推進に必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、地域の活性化を図るため、文化交流活動と観光産業その他産業との連携に努めるものとする。

(参加機会の提供)

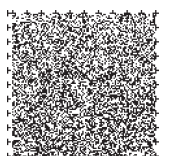
第14条 県は、広く県民が多彩な文化芸術を鑑賞し、並びに文化芸術の創作活動及び支援活動に参加する機会を得られるように必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、高齢者、障害者等の文化芸術活動が活発に行われるように環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

3 県は、広く県民が文化芸術活動に参加できる機会を提供するため、市町村及び民間団体等と連携し、広域的な視点から文化施設の効率的かつ効果的な整備及び活用を努めるものとする。

(文化芸術活動の担い手の育成)

第15条 県は、文化芸術の創造、鑑賞・評価及び支援活動の担い手を育成するため、必要な施策を講ずるものとする。



(青少年の文化芸術活動の充実)

第16条 県は、青少年が行う文化芸術活動の充実を図るため、青少年を対象とした文化芸術の公演及び展示への支援、青少年による文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、学校教育及び社会教育における青少年の文化芸術活動の充実を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

(高齢者の文化芸術活動の充実)

第17条 県は、高齢者が行う文化芸術活動の充実を図るとともに、高齢者が有する知識及び技能を活用した文化芸術の振興を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

(顕彰)

第18条 県は、文化芸術活動で顕著な成果を収めた者及び文化芸術の振興に寄与した者を広く顕彰するものとする。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

